

週休2日適用工事に要する費用の計上について

令和6年7月1日適用

「週休2日適用工事実施要領」第7条（費用の計上について）は、次のとおりとする。

予定価格の算定に当たっては、4週8休以上の補正係数を乗じて算定する。なお、対象期間※<sup>1</sup>における実施状況に応じて下表の補正係数に合わせて変更するものとする。また通期の4週8休に満たないものは補正係数を除した減額変更を行うものとする。

※1 対象期間とは、「週休2日適用工事実施要領」第4条第4項による。ただし、年未年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

週休2日適用工事の補正係数(1)

名 称	区分	現場閉所の補正係数	
		通期4週8休以上	
労務費		1.02	
機械経費（賃料）		1.02	
共通仮設費率		1.02	
現場管理費率		1.05	
市場単価	鉄筋工	1.02	
	ガス圧接工	1.02	
	インターロッキングブロック工	設置	1.01
		撤去	1.02
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
		撤去	1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
		撤去	1.02
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.01
	道路標識設置工	設置	1.00
		撤去・移設	1.02
	道路付属物設置工	設置	1.01
		撤去	1.02
	法面工		1.01
	吹付砕工		1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02
	道路植栽工	植樹	1.02
		剪定	1.02
	公園植栽工		1.02
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	
橋面防水工		1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	
グルーピング工		1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	

週休2日適用工事の補正係数(2)

名 称	区 分	現場閉所の補正係数
		通期4週8休以上
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02

※ 補正係数欄の下線付数値は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」(令和6年3月28日付5農振第3163号農村振興局整備部設計課長)から引用  
 その他の数値は県土整備部「週休2日適用工事に要する費用の計上について(R5.5.1~)」及び市販図書(内容同一)から引用